

明石市 予防接種に関する事務 全項目評価書（素案）の概要

1 予防接種に関する事務の全項目評価の実施について

令和9年12月に健康管理システムが標準化されること及び令和10年4月以降（時期未定）に予防接種事務のデジタル化対応を開始することに伴い、予防接種事務ファイル（特定個人情報ファイル）を取り扱うシステムが変更となります。

特定個人情報保護評価に関する規則により、特定個人情報ファイルを扱うシステムを更新する際は、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の抑制、その他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置について、改めて特定個人情報保護評価として見直しを行う必要があります。予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価については、パブリックコメントが必要な全項目評価の実施が義務付けられています。

つきましては、予防接種に関する事務の「全項目評価書（素案）」を作成しましたので、当該評価書を公表し、本市における特定個人情報の安全管理措置等について、市民の皆様からのご意見を募集します。

2 全項目評価書（素案）の内容

I 基本情報（3ページ～9ページ）

予防接種に関する事務の全体像を把握するため、事務内容・対象人数、使用するシステムの名称・機能・他システムとの接続、特定個人情報ファイルの名称・必要性・メリット、個人番号を利用する法令上の根拠、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施の有無・法令上の根拠、担当部署等を記載したもの。

II 特定個人情報ファイルの概要（10ページ～20ページ）

予防接種に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイルの内容とその取扱いプロセスを把握するため、対象人数、記録項目、使用者数、特定個人情報ファイルの委託、再委託、特定個人情報の提供・移転、保管期間等を記載したもの。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（21ページ～33ページ）

予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスク対策について記載したもの。

IV その他のリスク対策（34ページ～35ページ）

監査又は従業者に対する教育・啓発について記載したもの。

V 開示請求、問合せ（36ページ）

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求をする場合の請求先・請求方法等、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせをする場合の連絡先・対応方法について記載したもの。

VI 評価実施手続（37ページ）

全項目評価における実施手続結果の内容について記載したもの。

3 予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価のスケジュール（予定）

- ・令和8年9月1日 広報あかしに評価書の意見募集を掲載
- ・令和8年9月1日～10月1日
意見募集の実施（パブリックコメント）
- ・令和8年10月 市民の意見を評価書へ反映
- ・令和8年10月 第三者点検
- ・令和8年11月 特定個人情報保護委員会へ評価書提出・公表
- ・令和9年12月 標準化対応の健康管理システム稼働
- ・令和10年4月以降 予防接種事務のデジタル化対応
(時期未定)